函館市公共交通事業者等特別支援金給付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を実施する公共交通事業者等に対して函館市公共交通事業者等特別支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより，バスおよびタクシーの車内における感染防止対策の実施を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) バス事業　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（専ら乗車定員11人未満の車両を用いた事業を除く。）および同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（主として観光の用に供する貸切バス事業に限る。）をいう。

(2) タクシー事業　道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）をいう。

(3) 感染防止対策　バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会），タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）または個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国個人タクシー協会）等の指針に基づき実施する取組をいう。

（支援金の給付対象者）

第３条　この要綱により，支援金の給付を受けることができる者は，給付申請の日において，次の各号のすべてに該当する事業者とする。

(1) バス事業またはタクシー事業を営んでいること

(2) 函館市内に営業所を置いていること

(3) 感染防止対策を実施していること

(4) 今後において事業を継続する意思を有すること

（支援金の額）

第４条　市が給付する支援金の額は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 法人　１事業者あたり３０万円

(2) 個人　１事業者あたり１０万円

（申請受付期間）

第５条　支援金に係る市の申請受付期間は，令和２年６月１０日から同年７月１０日までとする。ただし，市長が特に認めるときは，この限りでない。

（申請）

第６条　支援金の給付を受けようとする者は，別記第１号様式の申請書に別記第２号様式の感染防止対策実施状況報告書を添えて，市長に申請しなければならない。

２　支援金の申請は，１事業者につき１回を限度とする。ただし，バス事業およびタクシー事業の双方を営む者は，それぞれの事業区分について申請をすることができる。

（給付の決定等）

第７条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類の審査により，支援金の給付の適否を決定するものとする。

２　市長は，前項の申請に係る審査に当たり，必要に応じ，感染防止対策の実施状況に関する検査，報告または是正のための措置を求めることができる。

３　市長は，支援金を給付することと決定したときは別記第３号様式の通知書により，支援金を給付しないことと決定したときは別記第４号様式の通知書により，申請者に通知するものとする。

（給付の取消しおよび支援金の返還）

第８条　市長は，支援金の給付を受けた事業者が虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には，支援金の給付の決定を取り消すものとする。

２　市長は，前項の規定により支援金の給付の決定を取り消したときは，

当該事業者に対して別記第５号様式の通知書により通知するとともに支援金の返還を命じるものとする。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第９条　支援金の給付を受ける権利は，譲渡し，または担保に供してはならない。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は，令和２年６月１０日から施行し，令和３年３月３１日限りその効力を失う。ただし，同日までに給付の決定がなされた支援金については，この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別記第１号様式（第６条関係）

函館市公共交通事業者等特別支援金給付申請書

函館市公共交通事業者等特別支援金の給付を申請します。

年　月　　日

函館市長　工　藤　壽　樹　様

申請者の情報	所在地	〒			
	申請事業者名（法人名または個人事業者名）	フリガナ			
		名　　称			
		フリガナ			
		代表者職氏名			㊞
	申請者の種別	選択	□ 法人	法人番号	
			□ 個人事業者	個人事業者の自宅住所（上記所在地と異なる場合）	〒
				生年月日	Ｔ・Ｓ・Ｈ・西暦
	連絡先	電話番号		E-mail	
	申請区分（※）	□ バス事業者			
		□ タクシー事業者			

※　両方の申請区分に該当する場合は，それぞれの欄に２箇所ともチェックしてください。

【口座振替の申し出】

函館市から支払われる公共交通事業者等特別支援金については，下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。

振込先口座	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	支店名	預金種目	口座番号（右詰めで記入）
	フリガナ				
	口座名義人				

（注）ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず，「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

※　必ず申請者名義の口座を指定してください。

【感染防止対策のため準拠するガイドライン】（いずれか一つ以上）

□	バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）
□	タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）
□	個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国個人タクシー協会）
□	その他（　　）

【事業継続意思の宣誓】

□	私は，今後も事業を継続する意思を有しています。

別記第２号様式（第６条関係）

感染防止対策実施状況報告書

以下のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を実施していることを報告します。

記

１　実施している感染防止対策

（　　）

２　実施状況に係る写真　　※実施を確認できるものを複数枚添付してください。

年　月　　日

函館市長　工　藤　壽　樹　様

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

別記第３号様式（第７条関係）

函館市公共交通事業者等特別支援金給付決定通知書

函
令和　年（　　年）　　月　　日

給付対象事業者　住所
氏名または団体名
および代表者氏名

函館市長　　印

先に申請のありました上記の支援金について，次のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

支援対象および支援金の額は，次のとおりとする。

区　　分	金　　額

備考
・虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には当該支援金の給付を取り消し，申請者は支援金を返還することとなります。
・支援金の給付を受ける権利は，譲渡または担保に供してはなりません。

別記第４号様式（第７条関係）

函館市公共交通事業者等特別支援金否給付決定通知書

函
令和　年（　　年）　　月　　日

申請者　住所
氏名または団体名
および代表者氏名

函館市長　　印

先に申請のありました上記の支援金について，次の理由により給付しないことを決定しましたので通知します。

申請区分	
理　　由	

別記第５号様式（第８条関係）

函館市公共交通事業者等特別支援金給付決定取消し通知書

函
令和　年（　　年）　　月　　日

給付対象事業者　住所
氏名または団体名
および代表者氏名

函館市長　　印

年（　　年）　月　日付けで給付の決定をした，上記の支援金について，下記のとおり給付の決定を取り消したので，返還されるよう通知します。

取消しの理由	
給付済額	円
返還金額	円
返還期日	年（　　年）　　月　　日